

# 横浜市立学校教育実習実施要綱

制 定 平成28年2月18日 教教育第1000号（教育長決裁）

## （目的）

第1条 この要綱は、横浜市立小学校、中学校、及び義務教育学校（以下「市立学校」という。）において実施する教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に基づく教育職員免許状取得のための教育実習（以下「教育実習」という。）の実施に必要な事項を定め、教育実習の適正な運営を確保することを目的とする。

## （教育実習の体制）

第2条 教育実習は、学校での教育実践を通じて、教育実習の対象者（以下「実習生」という。）自らが教職への適性や進路を考える貴重な機会であり、次世代の教員を養成する機会である。また、大学、短期大学又は教員養成機関（以下「大学等」という。）の教職課程の一環として行われるものである。このため、大学等、教育実習を行う学校（以下「実習校」という。）及び教育委員会が協働して教育実習にあたる。

## （庶務）

第3条 教育実習に関する庶務は、教育委員会事務局教職員育成課が行う。

## （教育実習の手続）

第4条 市立学校において教育実習を実施しようとする大学等は、教職員育成課長が別に定める「横浜市教育実習システムガイド」及び通知に従い手続きを行うこととする。

## （実習生の要件）

第5条 大学等が教育実習の申請をする際は、対象となる学生について、次の各号に掲げる要件について適否の判断を行い、相当とする者のみを実習生として申請する。

- (1) 教育職員免許状の取得が見込まれ、教職に就く意思のある者
- (2) 教育活動を行う資質・能力の有している者
- (3) 学校の正常な教育活動を妨げる恐れのない者
- (4) 法令等を遵守できる者

## （大学等の役割）

第6条 大学等は、教育実習の開始前に学生に対し必要な指導を行う。

- 2 大学等は、教育実習の開始後、学生の教育実習に臨む姿勢や資質・能力に問題が生じた場合には、速やかに個別の指導を行う。

## （市立学校の役割）

第7条 市立学校の校長は、通常の授業に支障のない範囲で、実習生の受入れに努めるものとする。

- 2 市立学校の校長は、次の各号を所管する。
  - (1) 実習生の受入人数及び教科の決定
  - (2) 実習生に対する面接及び受入の諾否
  - (3) 教育実習の実施

(実習校の確定)

第8条 教育実習受入予定校の校長は、大学等から依頼された学生と面接を行い、実習生としての適性について確認を行う。

2 実習生の受入れについて適当と認めた場合、校長は大学等が用意した実習生受入れの承認書に押印し、大学等に交付する。

(実習生の責務)

第9条 実習生は、教育実習の開始前に「教育実習に関する承諾書」(様式2)を実習校に提出し、その内容を遵守しなければならない。

2 教育実習中の実習生は、教育実習に専念し、実習校の校長の指導に従うものとする。

(教育実習の辞退)

第10条 実習生が、教育実習を辞退する際には、「横浜市教育実習申請辞退届」(様式3)を速やかに教職員育成課に提出しなければならない。

(教育実習の中止)

第11条 実習生が実習校の校長の指導に従わない場合又は実習校の教育活動を妨げる行為を行った場合、校長は教育実習を中止することができる。

(経費等)

第12条 実習校の関係者は、教育実習実施にともない大学等又は実習生から謝礼金等を受領しない。ただし、給食費、実習生の個人保有となる教材費など実習生個人に帰属する費用については、実習生の負担とする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、教育実習の実施について必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(現に存する要綱の廃止)

2 この要綱の施行をもって、横浜市立学校教育実習取扱要綱(最近改正平成26年4月1日教教育第813号)は廃止する。